

第五百二話 東京裁判批判その2

牛村圭著『文明の裁きを超えて』（ちくま学芸文庫）は、東京裁判に対する様々な視点を紹介する好著である。本稿では、そこに登場する四氏の批判的見解を概観する。

1 竹山道雄（1903～1984）ドイツ文学者・小説家

東京裁判に一貫して批判的な立場を取り、戦争責任の追及自体は否定しない一方で、「勝者の裁き」としての構造、事後法の適用、裁判の政治性を問題視した。竹山は、「法の名による報復ではなく、歴史の前に謙虚に立ち返るべき」と主張し、真の反省は内省によってこそ生まれると説いた。また、裁判が国民の責任を曖昧にし、軍部にのみ帰した点を問題視した。その思想は、戦後日本の歴史認識と民主主義の在り方への深い省察に根ざす。

2 ベルト・レーリング（1906～1985）オランダの法学者・判事

連合国側の判事でありながら、個別意見書において「平和に対する罪」が事後法であることを問題視し、被告の裁きに疑問を呈した。原爆投下や無差別爆撃といった戦勝国側の行為が不問とされる一方で、敗戦国のみが断罪される構図を「ダブルスタンダード」と批判。指導者責任の拡大適用にも慎重な立場を取り、国際正義の倫理性と普遍性に強い関心を示した。

3. ラダ・ビノード・パル（1886～1967）インドの法学者・国際法委員長。

東京裁判において唯一、全被告の無罪を主張した。彼は、裁かれた諸罪が事後法であり、罪刑法定主義に反すると断じた上で、裁判全体が政治的報復に過ぎないと批判。さらに、植民地主義を展開してきた西洋列強が自身の行為を不問にしつつ、日本のみを裁く態度に強く反発した。歴史の相対性と国際正義の整合性を訴えた意見は、今なおアジアを中心に注目されている。

4. ベン・ブルース・ブレークニ（1908～1963）米国人弁護士・元陸軍人。

日本陸軍参謀総長・梅津美治郎らの弁護を担当。裁かれた「平和に対する罪」が事後法である点や、戦争が当時「国家の権利」とされていた事実を根拠に、「勝者の正義」に基づく裁判と断じた。また、原爆投下や無差別爆撃が問われないことを批判し、東京裁判を「復讐の仮面をかぶった儀式」と形容。国際法の普遍性と倫理性を重視する姿勢は、今日でも高く評価されている。

【四氏に共通する視点】

これら四氏はいずれも、東京裁判における「勝者による裁き」「事後法の適用」「政治的性格の濃さ」などを共通して問題視していた。彼らの批判は、日本の戦争責任を免罪するものではなく、むしろ国際法と正義の普遍性、公正な歴史認識を求めるものであり、今日なお深い示唆を与えている。